

砂川市の住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

1 安心して耐震診断・改修が行える環境整備

- ①耐震診断・改修に係る相談体制の整備
市では建設部建築住宅課を窓口 to 各種建築相談に応じていますが、この窓口において、耐震診断・改修に係る相談・案内等にも対応します。
- ②耐震診断・改修に係る情報提供の充実
市ホームページを活用し、耐震診断・改修等の情報提供の充実を図ります。
- ③住宅の耐震改修に対する補助の実施と普及啓発
耐震改修促進を図るため、平成 20 年度より耐震改修費用に対する補助（上限金額 30 万円）を実施するとともに、その周知に取り組み、普及啓発を進めます。
- ④建築技術者のための耐震診断・改修技術等の講習会等の案内
市内の建築技術者のために、北海道や関係機関・団体等が開催する耐震診断技術講習会・性能向上リフォーム講習会などの案内・紹介を行います。

2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及

- ①地震防災マップ（揺れやすさマップ）の作成・公表
防災に関する意識啓発のため、揺れやすさマップを作成・公表します。
- ②住宅・建築物の地震防災対策パンフレット等の配布
住宅所有者に対して、各種行事・会合などの機会に、地震防災対策等のパンフレットなどを配布し、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発を図ります。
- ③地域防災組織等への啓発
地域自らの防災対策推進のため、消防署と連携し、防火協会及び自主防災組織の防災関連活動を通じて、耐震に関する普及・啓発を図ります。

3 地震時の総合的な安全対策の推進

- ①地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）の指定
市では、国道 12 号と主な道道、及びこれら幹線から本市の収容避難場所（10ヶ所）・防災拠点（6ヶ所）へ至る主要な道路を、「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」と指定します。

※地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）：
地震直後からの緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために指定する道路

◆ 市及び北海道が指定する「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」について、地震防災マップ（揺れやすさマップ）により公表します。
- ②地震発生時の対応（応急危険度判定の必要な措置）
地震が発生し、被害を受けた建築物等の応急危険度判定が必要な場合、市は判定実施本部等を設置し、北海道と連携し、必要な措置を講じます。

■ 耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等に関する事項

市は、耐震改修促進法で定義される所管行政庁である北海道（空知支庁）と十分な連絡調整を行い、連携して、耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等や効果的な対策等に取り組んでいきます。